

## 第28回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年 9月25日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                      |    |
| 第 2 | 会期決定について                            |    |
| 第 3 | 会務報告                                |    |
| 第 4 | 報告第 74号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について        | 6件 |
| 第 5 | 議案第145号 農用地の賃貸借に係る合意解約について          | 3件 |
| 第 6 | 議案第146号 現況証明願について                   | 3件 |
| 第 7 | 議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請について        | 2件 |
| 第 8 | 議案第148号 農用地の買入協議に係る要請について           | 6件 |
| 第 9 | 議案第149号 農用地利用集積計画の作成の要請について         | 1件 |
| 第10 | 議案第150号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について | 2件 |

### ○出席委員(14名)

- |     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 澁谷 洋 君  | 2番  | 高松 俊男 君 | 3番  | 高原 文男 君 |
| 4番  | 橘 澄子 君  | 5番  | 嶋中 勝 君  | 6番  | 甲斐やす子 君 |
| 8番  | 大泉 義明 君 | 9番  | 渡邊 裕義 君 | 11番 | 類瀬 正幸 君 |
| 12番 | 熊谷 英二 君 | 13番 | 津野 斉 君  | 14番 | 笛木 眞一 君 |
| 15番 | 高橋 政寿 君 | 16番 | 佐瀬日出夫 君 |     |         |

### ○議事参与の制限を受けた委員(1名)

- 番 ■ 君

### ○欠席委員(2名)

- 7番 森田 享子 君 10番 平間 清 君

### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君  
主 任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君  
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第28回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時08分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 6番・甲斐君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第28回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第74号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第74号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

報告第74号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高原委員。

あっせん委員、甲斐委員、大泉委員、笛木委員。

報告年月日、令和元年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字弟子屈827-1。

現況地目、畑。

面積、103,453㎡外12筆、合計13筆で577,213㎡。

価格、35,438,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります高原委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

報告第74号、番号1について報告致します。

平成31年4月17日に、あっせん委員の指名があり、平成31年4月24日に甲斐委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より相撲局長と大河原主事で、現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月8日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人により公益財団法人 北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、高原委員。

あっせん委員、甲斐委員、大泉委員、笛木委員。

報告年月日、令和元年5月8日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字虹別464-1。

現況地目、畑。

面積、143,931㎡。

価格、9,464,000円。

一時貸付予定者、[REDACTED]さん。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります高原委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

報告第74号、番号2について報告致します。

平成31年4月17日に、あっせん委員の指名があり、平成31年4月25日に甲斐委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月8日に[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、[REDACTED]さんに決定しましたが、譲受人により公益財団法人 北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高松委員、澁谷委員、平間委員。

報告年月日、令和元年5月20日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1。

現況地目、畑。

面積、13,556㎡。

価格、597,000円。

一時貸付予定者、[REDACTED]さんとなっております。

続きまして、土地の所在、字クチョロ原野北23線東60-1。

現況地目、畑。

面積、37,732㎡外3筆、合計93,123㎡。

価格、4,607,000円。

一時貸付予定者、[REDACTED]さんとなっております。

続きまして、土地の所在、字クチョロ原野北24線東61-1。

現況地目、畑。

面積、11,573㎡外2筆、合計62,001㎡。

価格、3,677,000円。

一時貸付予定者、[REDACTED]さんとなっております。

合計8筆、合計面積は168,680㎡。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第74号、番号3について報告致します。

令和元年5月7日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月10日に高松委員、澁谷委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので令和元年5月20日に[REDACTED]におきまして、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんに決定しましたが、譲受人により公益財団法人北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。



平成31年4月26日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月10日に高橋委員、平間委員、嶋中委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月17日に [ ] において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、 [ ] さん、 [ ] さんに決定しましたが、譲受人により公益財団法人 北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

（ [ ] 復席）

続いて番号5を議題と致します。

なお、 [ ] 番・ [ ] 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になってお

りますので、再び除斥を求めます。

（ [ ] 退席）

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号5について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、 [ ]、 [ ] さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、森田委員、大泉委員、嶋中委員。

報告年月日、令和元年5月23日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字栄217-4。

現況地目、畑。

面積、176,508㎡。

価格、5,659,000円。

一時貸付予定者は、[ ]さんとなっております。

続きまして、土地の所在、字栄28-1。

現況地目、畑。

面積、14,526㎡外2筆、合計51,865㎡。

価格、2,111,000円。

一時貸付予定者は、[ ]さんとなっております。

続きまして、土地の所在、字栄90-1。

現況地目、畑。

面積、11,775㎡外2筆、合計76,845㎡。

価格、1,695,000円。

一時貸付予定者は、[ ]さんとなっております。

合計7筆、合計面積は305,218㎡。

なお、番号5につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第74号、番号5について報告致します。

令和元年5月8日に、あっせん委員の指名がありまして、令和元年5月13日に森田委員、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行って、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので令和元年5月23日に[ ]において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんに決定しました。

譲受人により公益財団法人 北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

（[ ] 復席）

続いて番号6を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、続いて除斥を求めます。

（[ ] 退席）

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号6について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、森田委員、大泉委員、嶋中委員。

報告年月日、令和元年5月23日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字栄34-1。

現況地目、畑。

面積、47,854㎡外7筆、合計面積は117,059㎡。

価格、4,792,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさんとなっております。

続きまして、土地の所在、字栄44-2。

現況地目、畑。

面積、8,007㎡外7筆、合計133,601㎡。

価格、5,820,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさんとなっております。

続きまして、土地の所在、字栄85-1。

現況地目、畑。

面積、748㎡外15筆、合計52,824㎡。

価格、2,940,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさんとなっております。

続きまして、土地の所在、字栄50-2。

現況地目、畑。

面積、14,951㎡外3筆、合計47,127㎡。

価格、2,044,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさんとなっております。

合計36筆、合計面積は350,611㎡。

なお、番号6につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第74号、番号6について報告致します。

令和元年5月8日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月13日に森田委員、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月23

日に [ ] において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、 [ ] さん、 [ ] さん、 [ ] さん、 [ ] さんに決定を致しました。

譲受人により公益財団法人 北海道農業公社による、農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

（ [ ] 復席）

以上をもって、報告第74号、内容6件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第145号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。議案第145号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第145号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

賃貸人、 [ ] さん。

賃借人、 [ ]

さん。

土地の表示、字阿歴内31。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、45,044㎡外8筆、合計面積は899,119㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年8月31日。

契約期間、令和元年8月31日から令和2年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年9月9日。

土地の引渡し時期、令和元年9月9日。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第145号、番号1について説明をさせていただきます。

9月13日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人の[ ]さんと、賃借人[ ]の土地の引渡し時期は、令和元年9月9日で、賃貸借の解約が合意された年月日は、令和元年9月9日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

賃貸人、[ ]、[ ]

[ ]さん。

賃借人、[ ]、[ ]さん。

土地の表示、字標茶686-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、83,556㎡外7筆、合計面積は176,766㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年2月8日。

契約期間、平成28年2月10日から令和7年11月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年9月19日。

土地の引渡し時期、令和元年9月19日。

なお、番号3につきまして、賃貸人氏名、賃借人氏名、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

土地の表示、字標茶684-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,547㎡外2筆、合計面積は104,719㎡。

契約年月日、平成29年2月7日。

契約期間、平成29年2月23日から令和8年10月25日までとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第145号、番号2及び3について説明させていただきます。

9月12日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

番号1及び、番号2の賃貸人 [REDACTED]さんと、賃借人の [REDACTED]さんの土地の引渡し時期は、共に令和元年9月19日で、賃貸借の解約が合意された年月日は、令和元年9月19日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2から番号3まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第145号、内容3件については原案可決されました。

#### ◎議案第146号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第146号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第146号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件であります。

番号1。

土地の所在、字中チャンベツ659-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、74,248㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、甲斐委員、高原委員、類瀬委員、津野委員。

調査年月日は、令和元年9月12日となっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第146号、番号1について報告致します。

9月5日付けで調査依頼がありまして、9月12日に高原委員、類瀬委員、津野委員、事務局より小幡係長と私で現地調査をしまりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現状は、傾斜地で耕作できない土地や、施設跡地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字クチョロ197-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、24,810㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、澁谷委員、高松委員、平間委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年9月13日となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第146号、番号2について報告致します。

9月6日付けで調査依頼がありまして、9月13日に高松委員、平間委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字栄77-13。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3,451㎡外1筆、合計面積は4,356㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、                    さん。

申請者名、                    さん。

調査委員、嶋中委員、森田委員、渡邊委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年9月13日となっております。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第146号、番号3について報告致します。

9月6日付けで調査依頼がありまして、9月13日に森田委員、渡邊委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、牛舎や堆肥盤などの施設の跡地、また十数年間未利用地となっております、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第146号、内容3件は原案可決されました。

#### ◎議案第147号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7、議案第147号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

議案第147号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、  
譲受人、

さん。

土地の所在、字阿歴内31。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、45,044㎡外25筆、合計1,219,560㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金7,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人5名、譲受人6名。

畑、採放地面積、譲渡人609,128㎡、譲受人2,907,736㎡うち借入地が2,584,938㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第147号、番号1について報告致します。

9月9日に事務局より調査の依頼があり、9月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人のさんは、相手方要望より農地を譲渡し、譲受人のさんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

さんは申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

さんの経営面積は申請地を含め約290haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に、農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号1について補足説明させていただきます。

番号1の譲渡につきましては、共有持分6分の1の譲渡となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

- 9番（渡邊裕義君） 議長。
- 会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。
- 9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

今の補足の中でですね、共有持分6分の1と説明がありましたけれども、よく意味がわからないんですけれども。

もう少し詳しく説明願います。

- 会長（佐瀬日出夫君） 農地係・大河原君。
- 農地係（大河原広君） はい。

今、土地の所在で表示している、字阿歴内31からの合計26筆、こちらが6名の共有地となっており、そのうちの■■■■さんの持分を、■■■■さんに譲渡するという3条申請になっております。

- 会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君よろしいですか。
- 9番（渡邊裕義君） はい、よろしいです。
- 会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

- 農地係（大河原 広君） はい。

番号2。

譲渡人、■■■■、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字標茶685-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、27,048㎡外36筆、合計1,314,485㎡。

契約の種類、使用貸借（許可日から35年間）。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に営農合理化のため。

世帯員又は構成員、譲渡人は6名、譲受人が2名となっております。

畑、採放地面積、譲渡人1,640,707㎡うち借入地321,231㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号2につきましては、調査委員であります笛木委員よりご報告をお願い致します。

- 会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。
- 14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第147号、番号2について報告致します。

9月18日に事務局より調査の依頼があり、9月19日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[ ]さんから、譲受人の[ ]さんへ、経営合理化のため土地の譲渡を行うとして、今回の申請となりました。

権利を取得する、[ ]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。  
[ ]さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[ ]さんの経営面積は申請地を含め約131haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に、農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第147号、内容2件については原案可決されました。

#### ◎議案第148号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8、議案第148号、農用地の買入協議に係る要請について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第148号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社に

よる買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成31年3月25日。

土地の所在、字弟子屈827-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、103,453㎡外12筆、合計577,213㎡。

続きまして番号2。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成30年12月10日。

土地の所在、字虹別464-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、143,931㎡。

続きまして番号3。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成31年4月9日。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,556㎡外7筆、合計168,680㎡。

続きまして番号4。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成31年1月29日。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,954㎡外26筆、合計581,268㎡。

続きまして番号5。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成31年1月25日。

土地の所在、字栄28-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,526㎡外6筆、合計305,218㎡。

続きまして番号6。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成31年1月25日。

土地の所在、字栄34-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,854㎡外35筆、合計350,611㎡となっております。

なお、番号1から番号6まで、あっせん案件のため改めての現地調査は行っておりません。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号6まで内容6件について事務局の説明を終

わかります。

これより本件に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。  
原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで、内容6件については原案可決されました。  
以上をもって、議案第148号、内容6件は原案可決されました。

#### ◎議案第149号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第149号、農用地利用集積計画の作成の要請について、  
内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。  
事務局より内容説明させます。  
振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第149号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

利用権の設定等をする者、  
さん。

土地の所在、字オソツベツ265-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,591㎡外3筆、合計面積は96,715㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年10月1日から令和11年9月30日まで。

土地の引渡時期は、令和元年10月1日。

金額は、年間90,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

議案第149号、番号1について報告致します。

9月6日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月9日に現地調査を行ってまいりました。利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[ ]さんは、相手側の要望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてにおいて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第149号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第150号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10、議案第150号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第150号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた農用地利用配分計画（案）、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]

■さん。

利用権の設定等をする者、■、■

■さん。

土地の所在、字標茶684-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,547㎡外2筆、合計104,719㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間、令和元年11月15日から令和8年10月26日までとなっております。

土地の引渡時期は、令和元年11月15日。

金額、年間319,000円。

支払方法につきましては、毎年12月10日までに指定口座に振り込みとなっております。

続きまして番号2。

利用権の設定等を受ける者、■、■

■さん。

利用権の設定等をする者、■、■

■さん。

土地の所在、字標茶686-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、83,556㎡外7筆、合計176,766㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間、令和元年11月15日から令和7年11月24日まで。

土地の引渡時期は、令和元年11月15日。

金額につきましては、年間433,000円となっております。

支払方法につきましては、毎年12月10日までに指定口座に振り込みとなっております。

以上で説明終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって議案第150号、内容2件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第28回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第28回標茶町農業委員会総会を閉会致します。  
どうも御苦労さまでした。

（午前11時07分閉会）